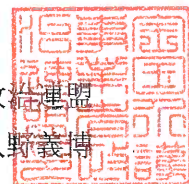


内閣官房長官
菅 義偉 様

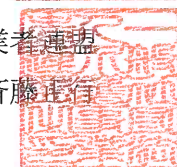
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等への
支援事業に関する取扱いについて（要望）

令和2年6月9日

全国介護事業者政治連盟
会長 久野義博



一般社団法人全国介護事業者連盟
感染症及び災害対策委員会 委員長 斉藤正行



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、概ね1カ月間にも及ぶ「緊急事態宣言」は、5月4日に5月末日までの期間延長が決定されましたが、一定の解除条件をクリアしたことで去る5月25日に全国的に全面解除となりました。

日本における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を中国・韓国ならびに欧米諸国よりも現段階で抑えることが出来た要因には「緊急事態宣言」の発出の効果と日本国民一人一人の自粛努力の賜物でもあります。

一方で、この間自粛要請によって止まっていた日本の社会経済へのダメージは予想を超えるものとなっており、これまでも国による様々な経済支援策（給付や補助、助成や融資等）が講じられております。

老発0515第1号・令和2年5月15日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」では、①休業要請を「受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、②利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等、③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等、④①～③以外の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合などの諸条件はあるものの、介護サービス事業所への支援策が発出されています。

しかしながら、居宅系サービスにおけるサービスの利用控えの増加、入所系サービスにおける新規入所者の入所延期や中止の増加に加え、特に新規開設の入所系サービス事業所では職員並びに利用者の確保等について事業計画から大幅に落ち込むなど、開設当初から事業継続の危機に陥っています。

つきましては、現行の支援策について対象事業所をより弾力的かつ柔軟に対応いただきたく、以下の事項を「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等への支援事業に関する取扱いについて（要望）」として取りまとめ致しました。

◆要望事項

①新型コロナウイルス感染症に係る介護事業所等に対するサービス継続支援事業（1次補正）並びに新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（2次補正）の対象事業所枠の拡充について

- ・ 1次補正では、サービス継続支援事業の対象事業所は①都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、②利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）、③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等、④①～③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所、となっていますが、対象事業所枠を『新規開設の居宅系サービスや入所系サービス事業所』に拡充するよう要望致します。
- ・ 2次補正では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として、「感染症対策の徹底支援」並びに「サービス再開に向けた支援」として、事業者が新たに必要なサービスを提供する体制を構築するための支援が示されたところですが、対象事業所枠を『新規開設の居宅系サービスや入所系サービス事業所』に拡充するよう要望致します。

②新規開設の居宅系サービスや入所系サービス事業所の事業継続に向けた経営支援

- ・ 新規開設事業所では、新型コロナウイルス感染症の感染者発生の有無に関わらず職員並びに利用者等の確保に甚大な影響を受けたことにより、今後経営困難に伴い“破綻”に追い込まれる恐れがあることから、新たな支援対象枠を設けていただき事業継続に向けた一定の補助若しくは助成による支援を講じていただきたく要望致します。

③政府系金融機関、民間金融機関からの融資

- ・ 新規開設事業所に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による経営支援として、政府系金融機関及び民間の金融機関からも融資が受けられる施策を講じていただきたく要望致します。